

付表 14 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項

受付番号

施設	フリガナ																
	名称																
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市															
	連絡先	電話番号					FAX番号										
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文												第	条	第	項	第	号
管理者	フリガナ					(郵便番号 -)											
	氏名					住所											
	生年月日																
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称			兼務する職種												
短期入所生活介護の有無	有	無	事業の実施形態		空床型		併設型										
入所者数	人(推定数を記入)				短期入所利用者数		人(推定数を記入)										
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員									
		専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務								
介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)																
	非常勤(人)																
常勤換算後の人数(人)																	
基準上の必要人数(人)																	
適合の可否																	
		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等											
		専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務										
介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)																
	非常勤(人)																
常勤換算後の人数(人)																	
基準上の必要人数(人)																	
適合の可否																	
設備基準上の数値記載項目等		介護老人福祉施設				短期入所生活介護											
		基準上の必要値		適合の可否		基準上の必要値		適合の可否									
居	1室あたりの最大定員	人	人以下		人	人以下											
室	利用者1人あたりの最小床面積	m ²	m ²		m ²	m ²											
食堂と機能訓練室の合計面積		m ²	m ²		m ²	m ²											
廊	片廊下の幅	m	m		m	m											
下	中廊下の幅	m	m		m	m											
主な掲示事項																	
入所(利用)定員						人		人									
利用料	法定代理受領分(一割負担分)																
	法定代理受領分以外																
添付書類		別添のとおり															

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 本様式は、法施行後に新たに設置された介護老人福祉施設が申請を行う場合について使用してください。
 - 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方に○を付してください。
 - 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の主な掲示事項、設備基準上の数値記載項目等欄については、記載を要しません。
 - 「※兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。
 - 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 - 当該介護老人福祉施設以外のサービスを実施する場合には、当該指定介護福祉施設サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類					備考
		福祉施設					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等						
2	特養の許可証等の写						
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表						
4	事業所の管理者の経歴						
5	事業所の平面図						
6	施設の部屋別一覧表						
7	施設の設備等に係る一覧表						
8	併設する施設の概要						
9	施設の共用の場合の利用計画						
10	敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）						
11	運営規程						
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要						
13	協力医療機関との契約の内容						
14	法第 86 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面						
15	役員の氏名等						
16	介護支援専門員の氏名及びその登録番号						

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

付表 15 介護老人保健施設の許可に係る記載事項（その1）

受付番号

施設	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 -)							
		県 郡市		-----					
連絡先	電話番号				FAX 番号				
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第	条第	項第	号	
管理者	フリガナ				(郵便番号 -)				
	氏名				住所				
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名称						
		兼務する職種	-----						
通所リハビリテーションの実施の有無		有 ・ 無		短期入所療養介護の実施の有無		有 ・ 無			
入所者の予定数		人		一日当たりの通所総利用者予定数		人			
従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数		常勤(人)							
		非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)									
適合の可否									
		理学・作業療法士 言語聴覚士		栄養士		支援相談員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数		常勤(人)							
		非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)									
基準上の必要人数(人)									
適合の可否									

付表 15 介護老人保健施設の許可に係る記載事項（その2）

施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		カナ				
		名称				
設備基準上の数値記載項目					基準上の必要数値	適合の可否
療養室	1室の最大定員		人	人以下		
	入居者1人あたりの床面積		m ²	m ² 以上		
廊下	片廊下の幅		m	m以上		
	中廊下の幅		m	m以上		
機能訓練室面積			m ²	m ² 以上		
食堂面積			m ²	m ² 以上		
主な揭示	入所定員		人			
	利用料		法定代理受領分（一割分）			
			法定代理受領分以外			
	その他の費用					
通所リハビリテーションの状況						
従業者の職種・員数		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護職員	介護職員
常勤（人）						
非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）						
基準上の必要人数（人）						
適合の可否						
専用の部屋等の面積				m ²	基準上の必要数値	適合の可否
					m ² 以上	
営業日		単位ごとの営業日				
営業時間 (単位毎の実施時間を明示)		① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員		人 (単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人)				
利用料		法定代理受領分（一割分）				
		法定代理受領分以外				
その他の費用						
通常の事業実施地域						
協力医療機関	名称				主な診療科名	
	名称				主な診療科名	
	名称				主な診療科名	
	名称				主な診療科名	
添付書類		別添のとおり				

- 備考1 「受付番号」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 3 「主な提示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 4 従業者の員数については、総数を記載してください。
 - 5 通所リハビリテーションを実施していない施設については、通所リハビリテーションの状況欄は記載を要しません。
 - 6 当該介護保健施設サービス以外のサービスを実施する場合には、当該介護保健施設サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類					備考
		福祉施設					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等						
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表						
3	事業所の平面図（備品概要を含む場合「◎」）						
4	事業所の部屋別一覧表						
5	施設の設備等に係る一覧表						
6	併設する施設の概要						
7	施設の共用の場合の利用計画						
8	敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）						
9	運営規程						
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要						
11	サービス提供実施単位一覧表						
12	協力医療機関との契約の内容						
13	法第94条第3項各号に該当しないことを誓約する書面						
14	役員の氏名等						
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号						

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

付表 16-1 介護療養型医療施設の指定に係る記載事項（病院による場合）（その1）

受付番号

施設	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市										
	連絡先	電話番号					FAX番号					
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文						第	条第	項第	号			
病院の開設年月日												
管理者	フリガナ					(郵便番号 -)						
	氏名					住所						
	生年月日											
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名称	兼務する職種								
施設類型		当該病棟の病床数	左のうち申請する病床数		当該病棟の平均入院患者数		完全型 転換型 (該当する方に○)					
①療養病床を有する病棟												
②老人性認知症患者療養病床を有する病棟												
合計												
当該病棟（全体として）の従業者の職種・員数（①）		看護職員		介護職員		理学・作業療法士		介護支援専門員等				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務			
常勤（人）												
非常勤（人）												
常勤換算後の人数（人）												
基準上の必要人数（人）												
適合の可否												
当該病棟（全体として）の従業者の職種・員数（②）		看護職員		介護職員		作業療法士等		精神保健福祉士等		介護支援専門員等		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤（人）												
非常勤（人）												
常勤換算後の人数（人）												
基準上の必要人数（人）												
適合の可否												

付表 16-1 介護療養型医療施設の指定に係る記載事項（病院による場合）（その2）

当該病棟（全体として）の設備基準上の数値記載項目			基準上の必要数値	適合の可否	
①	病室	1室の最大病床数	床	床以上	
		入院患者1人当たり最小床面積	m ²	m ² 以上	
	機能訓練室		m ²	m ² 以上	
	廊下	片廊下の幅	m	m以上	
		中廊下の幅	m	m以上	
	食堂面積		m ²	m ² 以上	
②	病室	1室の最大病床数	床	床以下	
		入院患者1人当たり最小床面積	m ²	m ² 以上	
	当該病棟の用に供される部分の床面積		m ²	m ² 以上	
	廊下	片廊下の幅	m	m以上	
		中廊下の幅	m	m以上	
	生活機能回復訓練室		m ²	m ² 以上	
	デイルーム及び面会室の合計面積		m ²	m ² 以上	
食堂面積（デイルームを使用する場合はその面積）		m ²	m ² 以上		
③	病室	入院患者1人当たり最小床面積	m ²	m ² 以上	
		廊下	片廊下の幅	m	m以上
	廊下	中廊下の幅	m	m以上	
主な揭示事項			①	②	③
入院患者の定員					
利用料	法定代理受領分（一割負担分）				
	法定代理受領分以外				
その他の費用					
添付書類			別添のとおり		

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 従業者の職種・員数、設備基準上の数値記載項目、主な揭示事項は、申請する施設類型ごとに記載してください。また、同種で複数の病棟で申請を行う場合は、病床数、従業者の職種・員数、設備基準上の数値記載項目、主な揭示事項については、病棟ごとに記載してください。
 - 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 - 当該指定介護療養型医療施設サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定介護療養型医療施設サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

付表 16-2 介護療養型医療施設の指定に係る記載事項（診療所による場合）

受付番号

施設	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文			第	条第	項第	号	
診療所の開設年月日 <input type="text"/>							
管理者	フリガナ				(郵便番号 -)		
	氏名				住所		
	生年月日						
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）						
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務 （兼務の場合のみ記入）		名称				
		兼務する職種					
全病床数	療養病床の病床数	左のうち申請する 病床数		療養病床の 平均入院患者数		完全型 転換型	
入院患者に対する看護・介護に従事 している従業者の職種・員数		看護職員		介護職員		介護支援専門員等	
		専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務	
常勤(人)							
非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)							
基準上の必要人数(人)							
適合の可否							
当該病棟（全体として）の設備基準上の数値記載項目				基準上の必要数値		適合の可否	
病室	1室の最大病床数			床	床以上		
	入院患者1人当たり最小床面積			m ²	m ² 以上		
廊下	片廊下の幅						
	中廊下の幅			m	m以上		
食堂面積			m ²	m ² 以上			
主な揭示事項							
入院患者の定員							
利用料	法定代理受領分（一割負担分）						
	法定代理受領分以外						
その他の費用				別添のとおり			

- 備考
- 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 - 当該指定介護療養型医療施設サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定介護療養型医療施設サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

別添

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号	
------	--

主たる施設の名称	
----------	--

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類					備考
		療養 医療					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等						
2	病院・診療所の使用許可証等の写						
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表						
4	精神保健福祉士に準ずる者の経歴						
5	事業所の平面図（備品概要を含む場合「◎」）						
6	事業所の部屋別施設一覧表						
7	事業所の設備等に係る一覧表						
8	併設する施設の概要						
9	運営規程						
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要						
11	法第 107 条第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面						
12	役員の氏名等						
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号						

備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。

(参考(第1号様式関係))

指定(許可)申請に係る添付書類一覧(チェック用)

番号	添付すべき書類	訪問 介護 (予防) ①	訪問 入浴 (予防) ②	訪問 看護 (予防) ③	訪問 リハ (予防) ④	居宅 療養 (予防) ⑤	通所 介護 (予防) ⑥	通所 リハ (予防) ⑦	短期 生活 (予防) ⑧	短期 療養 (予防) ⑨	特定 施設 (予防) ⑩	用具 貸与 (予防) ⑪	用具 販売 (予防) ⑫	居宅 支援 ⑬	福祉 施設 ⑭	老健 施設 ⑮	療養 医療 ⑯	参考様式の 有無	
		みなし指定の対象		病院・ 診療所、 現存事業	病院・ 診療所	病・診・ 薬局		老健 病院・ 診療所		老健・ 介護療養 型					現存 特養	現存 老健			
1	申請者の定款、寄附行為及びその登記簿謄本又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	病院・診療所の使用許可証等の写			△	△	△		△		△								○	
3	薬局の開設許可証の写					△													
4	介護老人保健施設の開設許可証の写							△		△									
5	特別養護老人ホームの認可証等の写								△						○				
6	訪問看護ステーションの開設許可証の写					△													
7	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	参考様式1
8	訪問看護ステーション管理者の免許証の写			▲															
9	管理者の経歴	○	○				○		○		○	○	○	○	○	※			参考様式2
10	サービス提供責任者の経歴	○																	参考様式2
11	経験看護師等の経歴							○											参考様式2
12	精神保健福祉士に準ずる者の経歴									○								○	参考様式2
13	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○		参考様式3
14	居室面積等一覧表								○	○	○	○	○		☆	○	○		参考様式4
15	設備・備品等一覧表		○				○	○	○	○	○	○	○		☆	○	○		参考様式5
16	併設する施設の概要														○	○	○		
17	施設を共用する場合の利用計画														☆	○			
18	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)															○			
19	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6
21	サービス提供実施単位一覧表						○	○											参考様式7
22	当該申請に係る資産の状況	○	○	▲			○		▲		○	○	○	○					
23	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		○						○		○				※	○			
24	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容													○					
25	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)											○							
26	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等										○								参考様式8
27	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式9-1
28	役員の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式9-2
29	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○				○	○	○	○	参考様式10

備考1「△」を付した欄の添付書類は、次のような取扱いになります。

- (1) ③、④、⑦、⑨の2は、病院・診療所において行う場合添付してください。この場合、③の8及び22を添付する必要はありません。
- (2) ⑤の2は病院・診療所において、⑤の3は薬局において、⑤の6は訪問看護ステーションにおいて行う場合添付してください。
- (3) ⑦及び⑨の4は、老人保健施設において行う場合添付してください。
- (4) ⑧の5は、特別養護老人ホームにおいて行う場合のみ添付してください。この場合、22の書類は添付する必要はありません。

2「※」を付した欄の添付書類は、必要に応じて添付してください。

3「☆」を付した欄の添付書類は、老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要です。

(参考様式2)

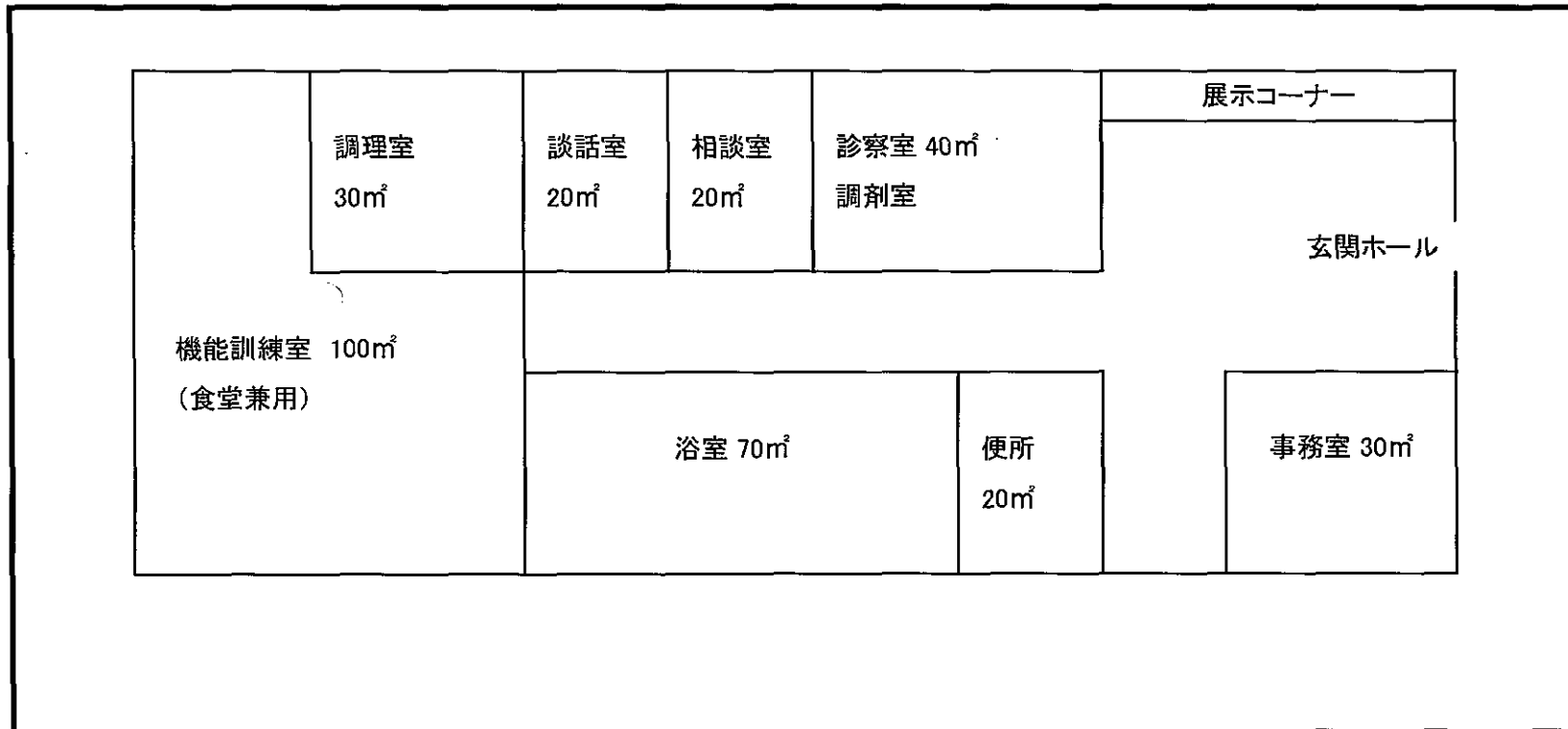
〇〇〇 経 歴 書

事業所又は施設の名称		
カナ		
氏名		生年月日 年 月 日
住所	(郵便番号 -)	
電話番号		
主 な 職 歴 等		
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容
職務に関連する資格		
資格の種類	資格取得年月	
備考 (研修等の受講の状況等)		

- 備考1 「〇〇〇」には、「管理者」、「サービス提供責任者」又は「経験看護師等」と記入してください。
- 2 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
 - 3 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。
 - 4 サービス提供責任者の「主な職歴等」欄及び「職務に関連する資格」欄に係る記載については、次の書類を提出することで省略して差し支えありません。
 - (1) 介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
 - (2) 介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
 - (3) 訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」

(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称	
-----------	--



備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。

2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式5)

設備・備品等一覧表

サービス種類 ()
事業所名・施設名 ()

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての状況	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要 非常災害設備等		
備品の目録	備品の品名及び数量	

- 備考1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「居室面積等一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を併せて記載してください。
- 3 「適合の可否」の欄には、何も記載しないでください。

(参考様式6)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）
4	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式7)

サービス提供実施単位一覧表

(記載例)

曜日 時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00	(例) [20人]	(例) [10人]					
12:00		[10人]					
15:00	[20人]	[10人]					
18:00							
21:00							
0:00							

備考 1 曜日ごとにサービス提供単位の状況を記載してください。また、サービス提供単位ごとの利用定員を記載してください。

2 各事業所・施設において使用している勤務割表等（既に事業を実施しているときは直近月の実績）により、サービス提供単位及びサービス提供単位ごとの利用定員が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(参考様式 8-1)

受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

サービス	事業者		事業所	
	フリガナ 名称	所在地	フリガナ 名称	所在地
指定訪問 介護				
指定訪問 入浴介護				
指定訪問 看護				
指定訪問 リハビリ テーショ ン				
指定通所 介護				
指定通所 リハビリ テーショ ン				
指定福祉 用具貸与				
指定認知 症対応型 通所介護				

備考

- 1 訪問介護、訪問看護、通所介護については必ず記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

(参考様式 8-2)

受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
(指定介護予防サービス事業者)

サービス	事業者		事業所	
	フリガナ 名称	所在地	フリガナ 名称	所在地
指定訪問 介護				
指定訪問 入浴介護				
指定訪問 看護				
指定訪問 リハビリ テーショ ン				
指定通所 介護				
指定通所 リハビリ テーショ ン				
指定福祉 用具貸与				
指定認知 症対応型 通所介護				

- 備考
- 1 訪問介護、訪問看護、通所介護については必ず記入してください。
 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名(法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない病院等である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第70条第2項)

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二、第一百五十五条の二第二項第五号の二及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二及び第一百五十五条の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(参考様式 9-1-② (介護予防サービス事業所用))

介護保険法第 115 条の 2 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない病院等である場合は、その管理者が下記の第四号から第六号まで又は第七号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第 115 条の 2 第 2 項)

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制

の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(役員等が下記の第八号に該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第79条第2項)

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第四号又は前号に該当する者
 - ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
 - ニ 第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ホ 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(役員又は施設の長が下記の第七号に該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第 86 条第 2 項)

- 一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。
- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第三号又は前号に該当する者
- ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
- ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

年 月 日

知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第四号から第九号までに該当しないこと又は申請者が法人でない場合は、その事業所を管理する者が下記の第四号から第九号までに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第94条第3項)

- 一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
- 二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。
- 三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第四百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査

が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。